

# 「今後の環境影響評価制度の在り方」 に関する意見

2009年12月11日  
電気事業連合会

## 1. 発電所アセス実績

1

- 発電所は他の事業に先駆けてアセスを実施。  
(アセス実績は省議アセス(S52~)を含め100件以上)  
法(平成9年)が成立されるよりも前から、省議アセスを実施し、環境への影響に配慮。
- 手続きや評価内容については信頼を得ている。

省議アセスの実績(件数)

水力	火力	地熱	原子力	合計
31	73	10	21	135

※ IPP含む

法アセス実績

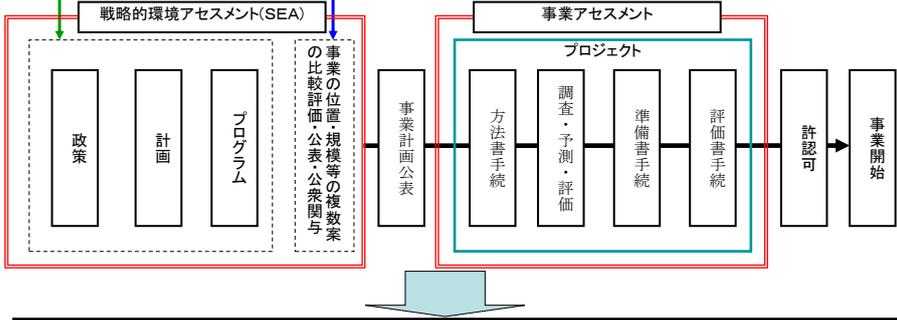
計画名	事業者
敦賀発電所3・4号機増設	日本原電
東通原子力発電所1・2号機新設	東京電力
水島発電所1号機改造	中国電力
吉の浦火力発電所	沖縄電力
堺港発電所設備更新	関西電力
仙台火力発電所リブレース	東北電力
坂出発電所1号機リブレース	四国電力

※ 電力10社、日本原子力発電(株)  
における実績  
(経過措置、実施中の案件は除く)

2. 「戦略的環境アセスメント(SEA)の意味するところ」とは？ 2

環境省 戦略的環境アセスメント総合研究会報告書(平成12年8月)の定義  
 「政策、計画、プログラム」を対象とする環境アセスメントであり、事業に先立つ上位計画や政策などのレベルで、環境への配慮を意志決定に統合するための仕組み。→諸外国で国が実施するSEAと同義

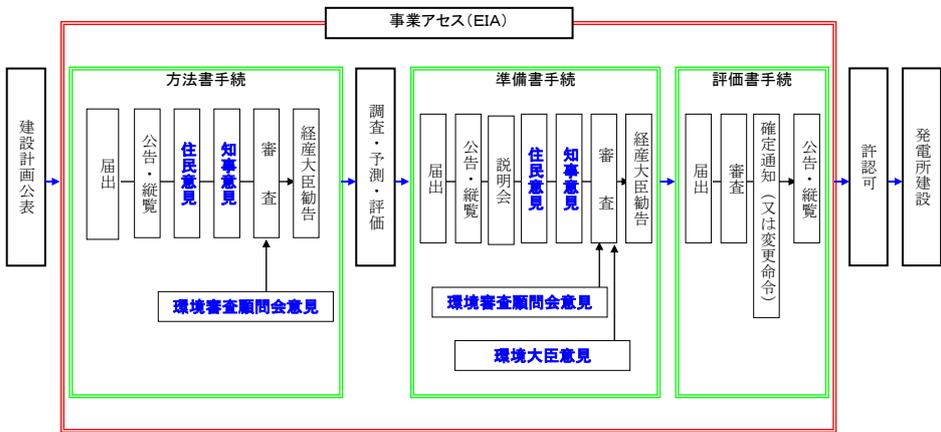
環境省 戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(平成19年3月)の定義  
 ・事業の位置・規模等の検討段階で、著しい環境影響を把握し、複数案について環境面から比較評価。  
 ・計画を策定する者が実施。  
 ・一般国民や専門家、環境担当行政機関による意見提出などの関与が必要。



「SEAの意味するところ」とは、「事業計画早期段階からの環境配慮」ということではないか。

3. 現行の事業アセスでの環境配慮 (1/4) 3

発電所建設におけるアセス手続きフロー(アセス法、電気事業法)



### 3. 現行の事業アセスでの環境配慮 (2/4)

「SEAの意味するところ」 → 「**事業計画早期段階からの環境配慮**」

#### (1) 現行アセスの方法書手続段階(事業計画早期段階)での環境配慮

建設計画公表後に続いて開始される方法書段階で、方法書への「事業の背景、経緯及び必要性」の記載や、「環境保全の配慮に係る検討の経緯、内容」を把握することが規定されており、**事業計画早期段階で環境保全に係る検討を実施している。**

○方法書記載・把握内容(発電所アセス省令※に規定)

- ①事業内容(3条)  
原動力の種類(燃料種)、出力、事業実施場所、設備配置計画の概要等
- ②**事業の背景、経緯及び必要性(3条)**
- ③地域特性(自然的、社会的状況)(6条)
- ④**環境保全の配慮に係る検討の経緯、内容(6条)**
- ⑤環境影響評価項目(7条)  
選定の考え方:法令等による規制、目標及び環境影響の重大性を考慮
- ⑥調査、予測及び評価手法(8, 9条)  
選定の考え方:環境影響の重大性について、客観的、科学的に検討

※発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

### 3. 現行の事業アセスでの環境配慮 (3/4)

#### (2) 生物多様性への環境配慮

発電所の環境影響評価では、発電所アセス省令において、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」として、「動物」、「植物」、「生態系」を参考項目として定められており、事業者はこの規定に沿って、**必要な措置を講じている。**

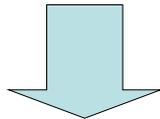
【生物多様性基本法25条】

「国は、生物の多様性が……生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する**計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮**することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。」

### 3. 現行の事業アセスでの環境配慮（4/4）

#### (3) 現行アセス手続開始後の計画変更

発電所建設計画に係わる電気事業法アセス手続においては、環境影響評価法のアセス手続にはない専門家の先生方で構成する環境審査顧問会や、更に、住民の皆様の意見を踏まえ、行政機関の審査を受ける。したがって、**評価結果による建設計画の中止・変更も実施**している。



現行の事業アセス(電事法)においては、

生物多様性も含めて事業計画早期段階からの環境配慮はなされており、アセス手続開始後においても、専門家の先生方や住民の皆様の意見を踏まえた計画の中止・変更は可能であることから、「SEAの意味するところ」は十分実施されている。

### ● 現行アセス手続開始後に計画中止・変更した事例

#### (1) 計画段階又は事業アセス開始後に事業を中止した事例

案件	事業規模(kW)	燃料	中止に至った経緯
A発電所	50万×2	石炭	現行アセス法に基づく準備書の提出後、電力需要の伸びの鈍化、電力価格の低下、石炭燃料価格の高騰、地球環境問題の高まり等により事業の採算性が見通しにくい状況から事業撤回
B発電所	100万×2	石炭	地元申し入れにおいて、地元が景観影響等の問題を提起したため事業撤回(事業アセスを実施するための申し入れ段階において事業の撤回に至った事例)

#### (2) 事業アセス開始後に計画変更を行った事例(レイアウト及び環境設備等の変更)

案件	事業規模(kW)	燃料	変更に至った経緯
C発電所	70万	石炭	瀬戸内海環境保全の観点から埋立面積を最小化するため、①石炭灰を全量リサイクルすること、灰捨て場を取りやめ、②石炭ヤードをサイロ方式に変更し、貯炭場面積を大幅に縮小
D発電所	105万×2	石炭	
E発電所	25.1万×4	LNG	周辺住民に配慮し、騒音、振動及び低周波音による影響を低減するため、排熱回収ボイラ及びタービン建屋等の並びを住居側敷地境界に平行方向の配置から直角方向の配置に大きく変更した
F発電所	40万×5	LNG	大気環境への影響低減に配慮して、煙突を単独8本高さ59mから集合煙突2本高さ90m、95mと段階的に変更した
G発電所	138.5万×2	原子力	対象事業実施区域内の湿原の生態系を維持するため、土地造成面積を104万m <sup>2</sup> から82万m <sup>2</sup> まで縮小した
H発電所	60万	石炭	観光地(庭園)から発電所煙突の先端が若干見えるため、煙突が見え難いよう庭園の煙突方向に高木を植林し煙突を覆い隠すようにした
I発電所	60万×3	LNG	・煙突形状(色彩)を鉄塔支持形(煙突を鉄骨の鉄塔で支持)(赤・白まだら)から自立型(鉄筋コンクリート製)(白地に青色の縦縞)に変更した ・景観保全及び住民に親しまれる発電所とするため、緑地面積を拡大した

4. 発電所(民間事業)に対し  
「環境省ガイドラインによるSEA」を導入した場合の問題点 (1/3)

8

●発電所建設までの計画策定プロセス



4. 発電所(民間事業)に対し  
「環境省ガイドラインによるSEA」を導入した場合の問題点 (2/3)

9

(1) 意志決定プロセスの途中での計画公表にあたっての問題点

○意志決定プロセスの途中での計画の公表は、経営戦略、事業の根幹である技術的ノウハウといった重要情報の開示を求められること、および計画の公表により**投資計画の不確実性が増す**ことなどから、**民間事業者には受け入れ難い**。

(2) 位置・規模等の意志決定にあたっての問題点

○競争環境にある民間事業者では、位置・規模等の意志決定にあたっては、**環境的側面のみならず、技術的、社会的、経済的側面等様々な側面を勘案したうえで決定**されることから、**環境的側面のみをもって複数案の比較評価を行うことは困難**

(3) 複数のプロジェクト案検討にあたっての問題点

○発電所建設のための意志決定プロセスには、「出力」・「燃料種」・「発電方式」・「地点」の4つの重要な要素が存在する。これらは相互に関連しながら、最終的に**実現可能な一つの案として収束していくものであり、全ての条件を満たす複数のプロジェクト案は現実的には存在しないことから、複数案の検討は困難**

4. 発電所(民間事業)に対し「環境省ガイドラインによるSEA」を導入した場合の問題点 (3/3)

(4) 燃料種選定にあたっての問題点

○燃料種については、エネルギーセキュリティ(安定調達の見通し等)、環境への影響、経済性などを総合的に判断して決定されることから、燃料種についての複数案の検討は困難。

(5) 地点選定にあたっての問題点

地点については、地域関係者との調整及び用地取得の見通しなども含め、総合的に判断して決定される。  
○意志決定のプロセスの途中で計画公表をした場合  
・不確定な要素に基づく説明により地域住民の不信感  
・土地取得において、土地投機等によって地元地域が混乱する恐れ



発電所(民間事業)に「環境省ガイドラインによるSEA」を導入することは、事業計画の実施を困難にすることから、受け入れられない。

5. 諸外国におけるSEA制度実施の状況

・諸外国のSEA制度は、政府等が策定する政策や計画、プログラムを対象としており、民間事業者が策定する計画等については、制度上SEAの対象とはなっていない。

諸外国におけるSEA制度

国名	根拠	対象等	実施主体
米国	国家環境政策法 (NEPA)	SEAと事業アセスの区別なく、連邦政府機関が実施する主要行為※はすべて対象	政府
EU	EC指令 (SEA指令)	中央政府及び地方政府が策定する計画及びプログラム	政府
英国 (イングランド、ウェールズ、北アイルランド)	SEA規則	中央政府が策定する計画及びプログラム	政府
ドイツ	戦略的環境影響評価導入のための法 (SUPG法)	連邦政府が法に基づいて策定する計画及びプログラム	政府

※連邦政府機関による、政策・計画・プログラム・プロジェクトに対する資金の供与、支援、実施、規制または承認行為

## 6. まとめ

- 「**SEAの意味**するところ」とは
  - 「**事業計画早期段階からの環境配慮**」ということではないか。
- 発電所建設**における現行の事業アセス（電事法）において
  - **事業計画の早期段階から環境配慮はなされており、**  
「**SEAの意味**するところ」は十分実施されている。
- 電気事業（民間事業）**に「環境省ガイドラインによるSEA」を導入
  - **事業計画の実施を困難**とさせることから受け入れられない。
- 諸外国のSEA制度は、政府等が策定する政策や計画、プログラムが対象
  - **民間事業者が策定する計画等については、SEAの対象とはなっていない。**